

船舶事故調査報告書

平成26年10月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年1月29日 08時29分ごろ
発生場所	石川県金沢港西北西方沖 石川県金沢市所在の大野灯台から真方位300° 17.8海里付近 （概位 北緯36°45.8′ 東経136°16.9′）
事故調査の経過	平成26年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{たいえい} 太栄丸、19トン IK2-5602（漁船登録番号）、筆漁業有限会社 19.01m (Lr) × 4.59m × 1.80m、FRP ディーゼル機関、669kW、平成13年12月 第244-20220号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年8月27日 免許証交付日 平成24年8月24日 （平成29年8月26日まで有効） 漁労長兼機関長 男性 57歳 六級海技士（機関）（機関限定、旧就業範囲） 免許年月日 昭和57年9月7日 免状交付年月日 平成21年4月27日 免状有効期間満了日 平成26年4月26日 甲板員A（インドネシア共和国籍） 男性 23歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、漁労長兼機関長（以下「漁労長」という。）、甲板員Aほか3人が乗り組み、平成26年1月29日03時00分ごろ金沢港を出港し、金沢港西北西方沖の日本海において、かけ回し式による沖合底びき網漁を行っていた。 本船の操業方法は、浮き（標識）を海に投入した後、 ^{ひし} 菱形に航行しながら、綱（左引き綱及び左寄り綱）、綱、綱（右寄り綱及び右引き

網)の順で投入し、浮きの投入場所に至って浮きを引き揚げ、えい網を行うものであった。(図1、図2参照)

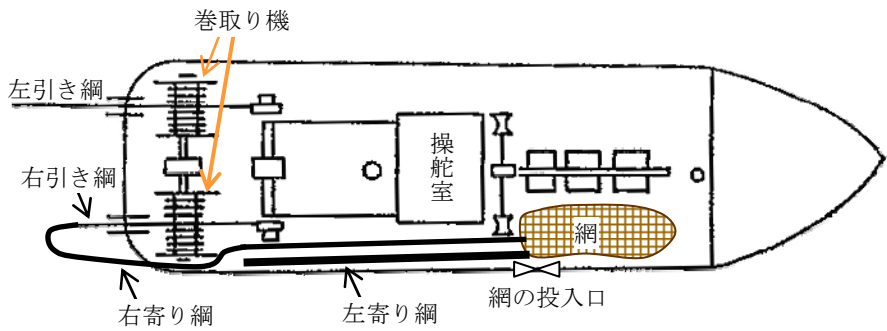


図1 本船の平面図

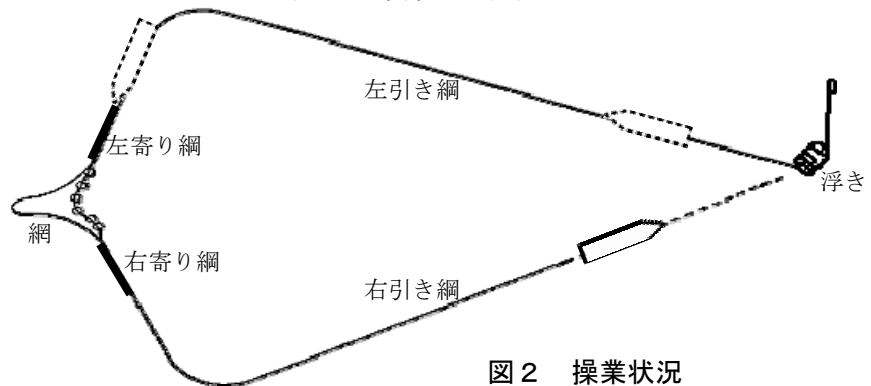


図2 操業状況

本船の操業時は、操舵室に漁労長、網の投入口の船尾側に船長及び甲板員B、網の投入口の船首側に甲板員A、船尾に甲板員C、前部甲板左舷側に機関員がそれぞれ配置していた。

本船は、3回目の操業を行うため、左引き綱、左寄り綱が順に投入されて行き、船長は、金属製の棒が付いた袖網の網口を海に投入した後、甲板員Aが網尻に取り付けた^{おも}重りを海に投入したことを見た。(図3、写真1参照)

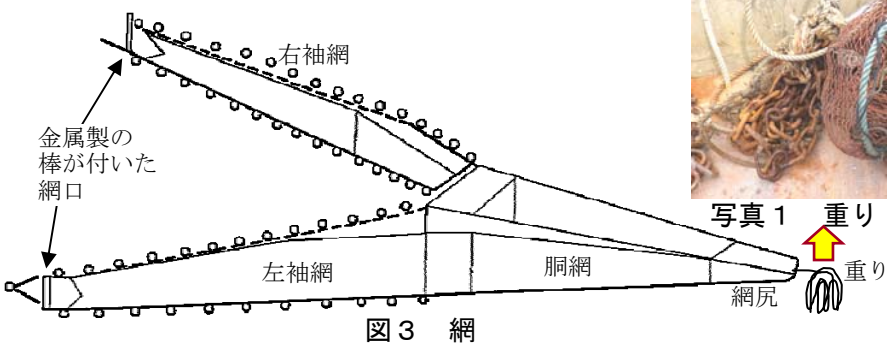


図3 網

船長は、甲板員Aが、網の上に転倒し、網と共に網の投入口から海に落ちたところを目撃した後、甲板員Bが、合羽を脱ぎ、救命浮環を持って海に飛び込んだところを見た。

漁労長は、甲板員Aが網と共に船尾方へ流れているところを見て本船を反転させようとしたものの、左引き綱を引いていたので、なかなか甲板員Aの方へ船首を向けることができず、右寄り綱と右引き綱の

	<p>つなぎ目を離すように指示した後、甲板員Bが海に飛び込んだところを見た。</p> <p>本船は、甲板員Bに抱きかかえられた甲板員Aの所に着き、08時40分ごろ甲板員Aを救助し、甲板員Aに意識はあったものの、海水を飲んでいたので、乗組員が、前部甲板に寝かせて海水を吐かせる処置を行いながら、金沢港へ向かった。</p> <p>漁労長は、08時49分ごろ所属する漁業協同組合に携帯電話で連絡して救急車の手配を依頼し、10時05分ごろ金沢港に入港した。</p> <p>甲板員Aは、待機していた救急車で金沢市内の病院に搬送され、溺水、急性呼吸窮迫症候群、誤嚥性肺炎、顔面骨骨折及び歯牙損傷と診断されて約16日間入院した。</p> <p>漁労長は、本事故後、甲板員Aが海に投入した重りが、甲板員Aの顔に当たったことを甲板員Bから聞いた。また、漁労長は、甲板員Aが本事故発生時のことを覚えていないことを当人から聞いた。</p> <p>漁労長は、甲板員Aを救助した時刻から推算し、甲板員Aが落水した時刻が08時29分ごろであると考えた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 網の投入口付近の状況、写真3 前部甲板右舷側の網の設置状況 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 2</p> <p>海象：海上 平穏、波高 約0.5m、水温 約12℃</p>
その他の事項	<p>甲板員A及び甲板員Bは、インドネシア共和国からの漁業実習生であり、甲板員Aが、平成25年8月から本船に乗り組み、約1年前に乗船した甲板員Bから作業を教わり、重りを海に投入する作業を担当していた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、救命胴衣を着けていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、金沢港西北西方沖において、沖合底びき網漁の操業中、袖網が投入され始めた後、甲板員Aが、重りを海に投入したところ、重りが海から上がって来て甲板員Aの顔に当たったことから、顔面を負傷したものと考えられるが、重りが海から上がって来た理由を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、重りが顔に当たり、網の上に転倒し、網と共に落水したことから、溺水するに至ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、金沢港西北西方沖において、沖合底びき網漁を操業中、袖網が投入され始めた後、甲板員Aが、重りを海に投入したところ、重りが海から上がって来て甲板員Aの顔に当たったため、網の上に転倒し、網と共に落水したことにより発生したものと考えられ</p>

<p>参考</p>	<p>る。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 網が正しく置かれているかどうかなどの操業準備作業が、手順どおり行われていることを確認すること。 ・ 暴露甲板で作業を行う場合、船長は、乗組員に対して救命胴衣等の着用を努め、乗組員は、救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。
------------------	--

付図1 事故発生経過概略図

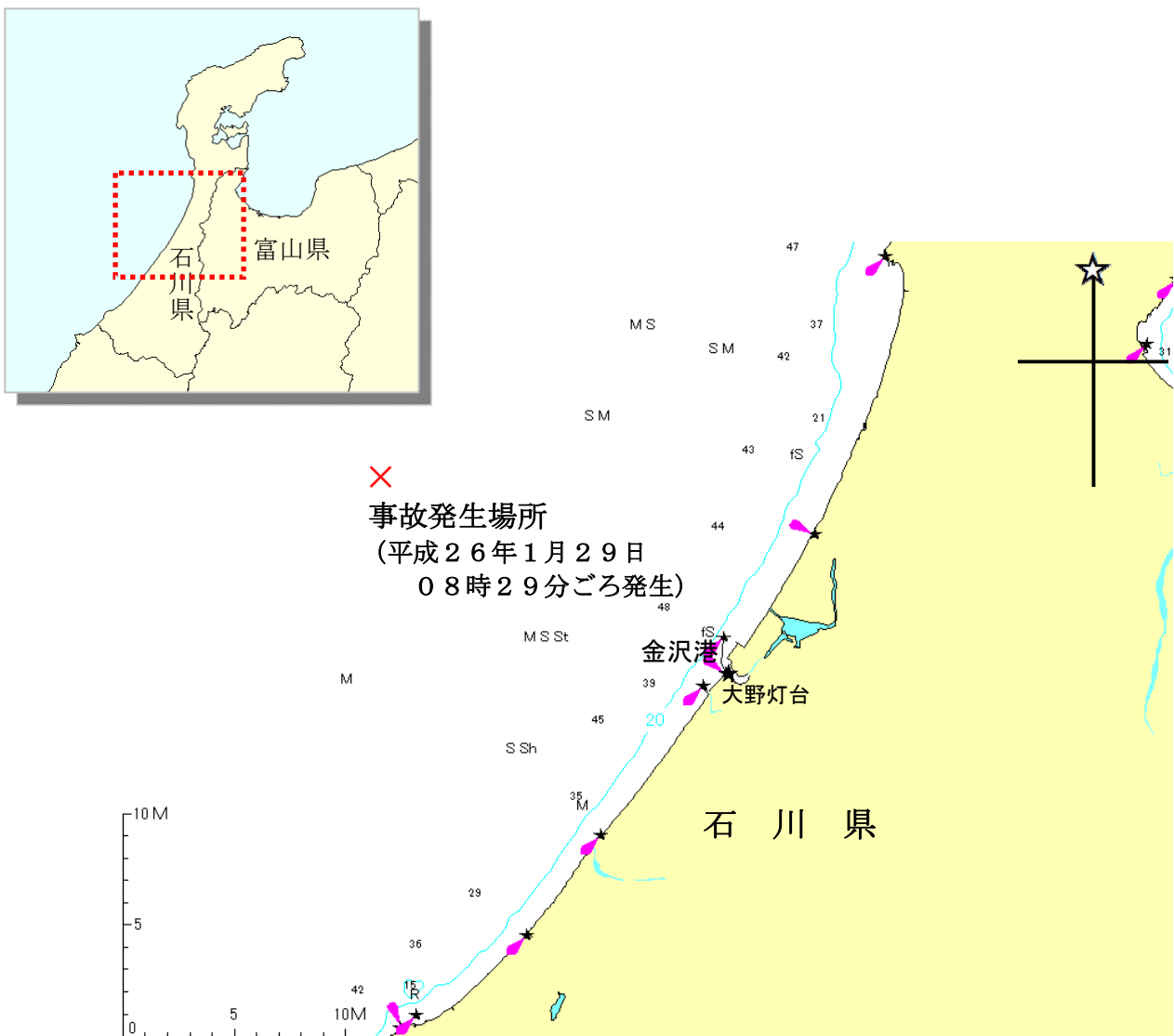


写真2 網の投入口付近の状況

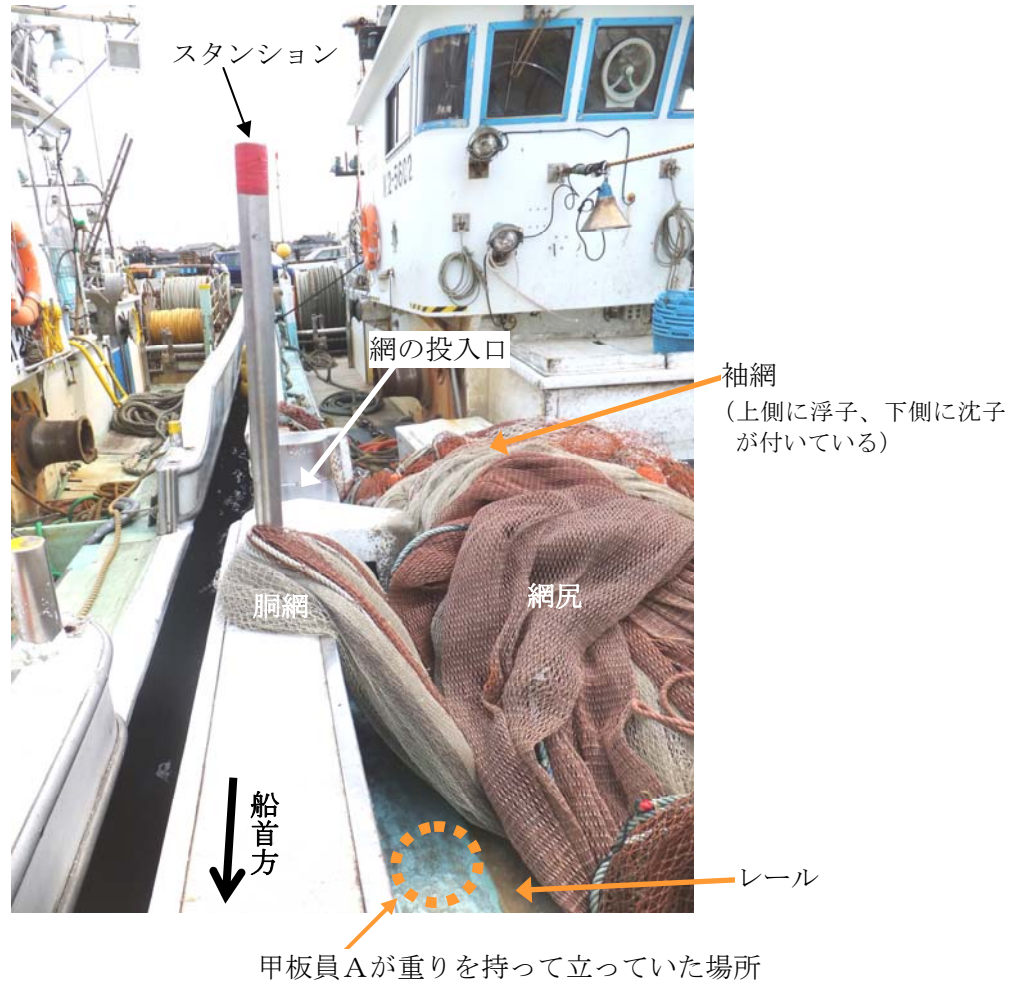


写真3 前部甲板右舷側の網の設置状況

